

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 27 日 (火) 第 544 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 1
- 団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 令和6年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 2
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

公 告

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第626号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和6年8月27日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成28年2月12日鹿児島県告示第131号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)は、廃止する。

令和6年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
鹿児島市谷山区域 (谷山漁業協同組合の地区)	(1) 主としてさし網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 主としてはえ縄漁業を営む漁業 (4) 主としてはえ縄漁業を営む漁業及び小型定置漁業を併せて営む漁業又は小型定置漁業 (5) ます網漁業 (6) (1)から(5)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第627号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営基盤整備促進肆部合地区の換地計画に係る換地処分は、令和6年7月30日に行われた。

令和6年8月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 7 月 24 日から令和 7 年 3 月 14 日まで
- 3 作業の地域 始良市木津志地内及び北山地内

鹿児島県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 8 月 13 日から令和 7 年 3 月 17 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市皆与志町地内

大隅地域振興局告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 8 月 27 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アクティブハウスR短時間運動型デイサービス	曾於市大隅町岩川6564-4	合同会社アール	曾於市大隅町岩川6553-7	河合 貴也	令和 6 年 8 月 1 日	生活介護

公 告

令和 6 年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和 6 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 8 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 学科試験
 - ア 期日 令和 6 年 11 月 10 日（日）午前 10 時 20 分から
 - イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目 4 番 1 号）
 - (2) 実地試験
 - ア 期日 令和 6 年 11 月 10 日（日）午後 1 時から
 - イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町 27 番 22 号）
- 2 試験の科目
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

令和6年9月2日（月）から同月30日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和6年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

- ア 住所は、詳細に記入すること。
- イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。
- ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便（現金を同封する場合にあっては、現金書留郵便）によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第95号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 8 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	L 鬼武者 3 X A	株式会社アデリオン	4S0403